

建築協定だより・神戸

できごと

令和元年度総会を開催しました

5/25(土)に、令和元年度「第30回神戸市建築協定地区連絡協議会総会」を開催し、下記の事業計画及び予算が承認されました。

「神戸市建築協定地区連絡協議会」って？

メモ

▶市内の建築協定地区の各運営委員長さん又は参加者が会員となり、建築協定地区間の交流や助言等を目的に活動している組織です。

▶ 令和元年度事業計画

- ①広報事業：「建築協定だより・神戸」の発行、協議会ホームページの充実
- ②啓発事業：シリーズセミナー、個別相談会の開催、更新地区等へのアドバイス・啓発、新任運営委員長に対する情報提供
- ③地区広報活動の支援事業：マニュアルの見直し、地区表示プレートの製作・配布、PR冊子・マンガ等の配布

▶ 令和元年度予算

収入の部	科目	予算	備考
	繰越金	142,824	前年度からの繰越金
助成金	720,000	神戸市からの助成金	
雑収入	1,000		
計	863,824		

支出の部	科目	予算	備考
	会議費	120,000	総会、役員会
会報紙発行費	250,000	建築協定だより発行	
研修会等費	250,000	セミナー等	
その他事業費	100,000	表示プレート制作費等	
事務費	143,824	予備費含む	
計	863,824		

▶ 令和元年度の協議会役員体制

- 会長 矢嶋 浩 〈北神星和台第6地区〉
- 副会長 永福 より子 〈日生鈴蘭台ニュータウン第6地区〉
- 会計 宮下 栄一 〈竹の台2丁目地区〉
- 幹事 岩尾 時夫 〈春日台1丁目地区〉
- 幹事 林 俊人 〈マイコート美賀多台Ⅱ地区〉
- 会計監査 小澤 公嗣 〈ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第2地区〉
- 会計監査 河村 道雄 〈筑紫が丘B地区〉

『スタンダードセミナー』を開催しました！

同日、『スタンダードセミナー』～基礎から学ぶ建築協定～を開催しました。建築協定の基礎の説明や、運営委員会の役割、協議会のサポート内容などについてセミナーを行いました。

祝！ 永年建築協定地区として「榎野台6丁目地区」が表彰されました！

永年建築協定地区表彰は、協定締結から20年以上を経過する「永年建築協定地区」として、街づくりに取り組んできた地区を神戸市長が表彰する制度です。今年度は“榎野台6丁目地区”が表彰されました。



お知らせ

10月「セミナー」&「相談会」を開催します

10月5日(土)に開催予定です。

- ▶ステップアップセミナー
- ▶個別相談会(更新作業について)

※各地区運営委員長へ別途ご連絡いたします。

できごと

第1回ステップアップセミナー & 個別相談会を開催しました

令和元年6月29日(土)に、建築協定運営委員さんに向け開催しました。参加された方自身の地区の基準に対する演習など、長時間にわたりましたが、皆さん熱心に取り組まれました。



▶ ステップアップセミナー

- ①全体セミナー ②運営委員の引継ぎの重要性について
- ③事前協議について ④更新の手続きについて

▶ 個別相談会～更新作業編～

更新の時期が近づいている地区の皆さんに向けて、地区別にお話を聞く個別相談会を実施し、1地区が参加されました。今後も地区の実情にあわせたセミナーを開催したいと思います。

私の暮らす地区は、昨年度に初めての更新を行いました。この更新活動の経験を活かし、建築協定を通じて「よりよい住環境」と「魅力あるまちづくり」を目指し、微力ながらお力添えできたらと考えております。

ついでに

新役員から一言

(幹事の林さん - マイコート美賀多台Ⅱ地区- より)



建築協定運営委員のおしごと

コラム

建築協定は、各地区で組織される運営委員さんによって運営されます。地区によって異なりますが、運営委員さんは、1年の任期で務められることが多いようです。運営委員の主なおしごとは、「建築計画の事前協議」、「協定の広報」や「更新の準備」などがあります。事務局では、年度当初に新任委員長さんに対しセミナーを実施しています。ただ、建築協定は、地域のみなさんでつくり、みなさんで運用するルールです。これまでどのように運用してきたのかは地域のみなさんしか分かりません。協定をスムーズに持続的に運営していくためには、次の運営委員さんへの適切な引き継ぎが大切になります。「引き継ぎ」も、運営委員の大事なおしごとの一つです。現運営委員の皆さんは、次の運営委員さんへの引き継ぎを常に意識しながら資料の整理など取り組んでみてください。



協定の有効期限がせまっています！みなさんの地区の有効期限は？

- ▶ 建築協定は、有効期間内に限り、効力があります。
- ▶ 有効期間を過ぎると建築協定は失効するため、協定を続ける場合は更新が必要です。

有効期限が令和2年度の地区です↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

建築協定地区名	区	町	丁	有効期限	
神戸北町桂木3丁目B	北	桂木	3	R2. 5. 31	
神戸南鈴蘭台住宅(その四)		中里	1	7. 27	
鹿の子台北町7丁目		鹿の子台北	7	8. 7	
六甲からと台第二		唐櫃台	4	8. 11	
グリーンタウン大原		大原	1・2	8. 22	
北神星和台第9		京地	3・4	8. 23	
神戸北町桂木2丁目B		桂木	2	11. 21	
ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第1		鹿の子台南	6	12. 20	
ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第2		鹿の子台南	6	R3. 1. 4	
神戸北町大原1・2・3丁目		大原	1~3	1. 24	
青山台1丁目西部住宅		垂水	青山台	1	R2. 4. 19
パークサイドガーデン新多聞第2			本多聞	4	11. 19
西神南(11)団地	西	井吹台東	6	R2. 7. 22	
西神南(12)団地		井吹台東	6	7. 22	
ハイライフ竹の台(2)		竹の台	2	R3. 3. 24	

有効期限が令和3年度の地区です↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

建築協定地区名	区	町	丁	有効期限	
岡本桜坂	東灘	岡本	7	R3. 5. 31	
神戸ハーバーランド地区	中央	東川崎	1	R4. 3. 1	
神戸南鈴蘭台住宅地区(その五)	北	中里	2	R3. 6. 30	
神戸北町日の峰4丁目B地区		日の峰	4	8. 30	
ブルータウン鈴蘭台住宅地		君影	6	9. 15	
神戸北町桂木2丁目C地区		桂木	2	11. 17	
神戸北町桂木2丁目A地区		桂木	2	R4. 1. 13	
日生鈴蘭台ニュータウン第8地区		星和台	2	3. 5	
神戸北町日の峰1丁目B地区		日の峰	1	3. 6	
神戸北町日の峰3丁目地区		日の峰	3	3. 25	
ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第3		垂水	鹿の子台南	6	R3. 5. 11
月が丘(4)団地地区			月が丘	5	R3. 10. 1
秋葉台地区	西	秋葉台	1~3	12. 25	

協定を大きく見直される場合は、『アドバイザー派遣制度』(事務局へお問合せください。)をご利用ください。

「建築協定の更新」って？

メモ

- ▶ 建築協定は、法律に上乘せる形で、地域のみなさんが自らつくるルールです。
- ▶ 協定には有効期間があり、期間内は、協定の内容を容易に変更することができません。
- ▶ 有効期間の後、引き続き協定を継続するのであれば、更新の手続きを行います。
- ▶ 更新手続きは、地域の皆さんで、協定を継続するかどうか、また、今のルールを見直すかどうかを考える機会です。
- ▶ ぜひ、更新の時期が近づいている場合は、ただ継続するだけでなく、今、お住まいの皆さんの意思を反映させ、よりよい協定にするためにすべて見直す気持ちで、皆さんで考えてみてください。

- ▶ ご相談、お問合せは、協議会事務局(神戸市建築安全課 TEL 078-595-6555)まで
- ▶ 事務局は8月19日より右記へ移転しております。
→→→〒651-0083 中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階
- ▶ 協議会事務局の担当区をご案内します。

区	東灘・北(北部)・垂水	灘・兵庫・須磨・西	中央・北(南部)・長田
担当	高橋	阪田	鈴木



▶ 協議会のホームページもご活用ください!

神戸市 建築協定

検索